

## オーストラリアへ国際郵便を送る際のアドバイス

- 持込み禁止の食品、動植物性の製品を郵送しないでください。
- 物品の要件および輸入条件につきましては [www.aqis.gov.au/icon](http://www.aqis.gov.au/icon) (英語のみ) をご参照ください。
- 申告ラベルは、英語で明瞭かつ正確に記入してください。使用された梱包材料を含み、小包の内容物の明細をすべて記載してください。
- 卵パック、あるいは果物、野菜、肉類・肉加工品に使われた木箱や段ボール箱に物品を入れて送らないでください。これらの梱包材料はリスクが高く、使用が禁止されています。
- 麦わらや乾燥した植物製品の使用は禁止されていますので梱包に使わないでください。壊れ物の梱包には新聞紙または発泡スチロールをご使用ください。
- 履物、スポーツ用品やキャンプ用品はすべて、砂/土や種子が一切なくなるまで完全に汚れを落としてください。
- 海外に住む友人や親戚の方々にオーストラリアの検疫法について伝え、食品、動植物性製品をオーストラリアに送らないようお願いしてください。

オーストラリアの検疫法に故意に違反すると、最高\$66,000の罰金が科されます。

# Quarantine Matters!

AQIS 5/06 JAPANESE



Australian Government  
Australian Quarantine  
and Inspection Service

AGRICULTURE, FISHERIES AND FORESTRY - AUSTRALIA

## さらに詳しくは

本パンフレットはその他の言語でもご利用いただけます。

[www.aqis.gov.au](http://www.aqis.gov.au)  
email: [international.mail@aqis.gov.au](mailto:international.mail@aqis.gov.au)  
オーストラリア国内からの無料通話: 1800 020 504

### AQIS 国際メールセンター

ニューサウスウェールズ州  
AQIS International Mail Program  
PO Box 657, Mascot NSW 1460  
Sydney Parcel Centre

☎ 電話 +61 2 9897 2108 ファックス +61 2 9897 7728  
Mail Handling Unit, Sydney Airport

☎ 電話 +61 2 8338 0081 ファックス +61 2 8338 1349

### クイーンズランド州

AQIS International Mail Program  
Brisbane Airport Logistic Centre  
25-27 Qantas Drive, Brisbane Airport QLD 4007

☎ 電話 +61 7 3246 8678 ファックス +61 7 3246 8681

### ヴィクトリア州

AQIS International Mail Program  
PO Box 1491, Tullamarine VIC 3043

☎ 電話 +61 3 8318 6992 ファックス +61 3 8318 6931

### 西オーストラリア州

AQIS International Mail Program  
PO Box 606, Welshpool WA 6006

☎ 電話 +61 8 9277 6889 ファックス +61 8 92776889

### 南オーストラリア州

AQIS International Mail Program  
PO Box 63, Port Adelaide SA 5015

☎ 電話 +61 8 8410 6590 ファックス +61 8 8410 6590

### 北部準州

AQIS International Mail Program  
PO Box 37846, Winnellie NT 0821

☎ 電話 +61 8 8920 7000 ファックス +61 8 8920 7066

### オーストラリア首都特別地域

AQIS International Mail Program  
GPO Box 858, Canberra ACT 2601

☎ 電話 +61 2 6272 3933 ファックス +61 2 6272 3468

税関の輸入要件に関する情報は、[www.customs.gov.au](http://www.customs.gov.au)をご参照ください。野生生物取引法に関する情報は、[www.deh.gov.au/travel](http://www.deh.gov.au/travel)をご参照ください。

© Commonwealth of Australia 2006. 本内容は著作権で保護されています。個人的使用、非商業的使用、あるいは所属組織内での使用に限り、閲覧者は本資料を変更することなく(本告知を保持した上で)ダウンロード、掲示、印刷、複製することができます。オーストラリアCopyright Act 1968で許可されたあらゆる用途を除き、他のすべての著作権は保護されています。複製および著作権に関するご要望やお問い合わせはCommonwealth Copyright Administration, Attorney General's Department, Robert Garran Offices, National Circuit, Barton ACT 2600, Australia までご連絡いただくか、または<http://www.ag.gov.au/cca>をご参照ください。本パンフレット印刷時点では、記載された情報は正確ですが、検疫要件は予告なしに変更される場合があります。

# Quarantine Matters!



Australian Government  
Australian Quarantine  
and Inspection Service

AGRICULTURE, FISHERIES AND FORESTRY - AUSTRALIA

JAPANESE

## Quarantine Matters!

# オーストラリアに 郵送できない ものは?



## オーストラリア向け郵便物の差出人および受取人のための重要な検疫情報



Australian Government  
Australian Quarantine  
and Inspection Service

AGRICULTURE, FISHERIES AND FORESTRY - AUSTRALIA

## オーストラリアの検疫

検疫はオーストラリアを保護します。海外から持ち込まれる食品、動植物を使った製品が、世界的に最も深刻な害虫や伝染病の侵入経路となり、貴重な農業、観光業、さらにはユニークなオーストラリアの自然環境に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

## 検疫と国際郵便

オーストラリア検疫検査局 (AQIS) は、国際郵便センター、空港、港に到着する物品の検査を行います。オーストラリアに送られてくる年間1億5千万個に及ぶ国際郵便物は、検疫検査官、X線機器、探知犬によってすべて検査され、リスクの高い約8万個の物品が差し止められています。

## インターネットおよびメールオーダーによる購入

インターネットやメールオーダーで注文された商品を含み、以下のような郵送された全ての物品に検疫法が適用されます:

- 花、木、野菜の種子や球根
- 食品
- 人間および動物用の医薬品や他の治療品
- 果実の薄片入り茶類

インターネットやメールオーダーで注文する前に、オーストラリアの検疫輸入条件をウェブサイト [www.aqis.gov.au/icon](http://www.aqis.gov.au/icon) (英語のみ) でご確認ください。



## オーストラリアで購入できる物品が一部 差し止められるのはなぜですか？

オーストラリアで市販されている物品でも、一部の品目は郵便物から取り出される場合があります。オーストラリアで入手可能な品目は、厳重な検疫条件の下に製造、加工、輸入されています。ホームメイド、伝統的手法で作られた類似品または海外で購入された類似品は製造法が異なる場合もあり、そのような理由で、検疫害虫や伝染物の経路となるリスクがあるため輸入できません。

## オーストラリア主要都市の アジア食品販売地区

地域	販売地区
シドニー	Haymarket, City; The Rocks, City; Chatswood; Eastwood; Northbridge; Willoughby
メルボルン	Russell Street, City; Monash University Campus, Clayton
ブリズベン	Taringa; Fortitude Valley
ゴールドコースト	Benowa; Mermaid Beach; Surfers Paradise
ケアンズ	Grafton Street, City
アデレード	Central Market, City; Chinatown, City; Hanson Road, Athol Park; Hanson Road, Woodville Gardens
パース	Barrack Street, City; William Street, City; Myaree; Subiaco; Highgate; Northbridge
ダーウィン	Coconut Grove; 郊外(市の立つ日)
ホバート	Warwick St, City; Sandy Bay
キャンベラ	Canberra City; Belconnen; Dickson; Phillip

## 国際的な文化的・季節的行事と検疫

国際郵便には文化的または季節的行事を祝うための物品が含まれていることがよくあります。残念ながら、これらの物品の多くは検疫上の理由により差し止められます。

年中行事	リスクを伴う品目例
クリスマス	松ぼっくり、蔓のリース
正月	しめ縄、しめ飾り、門松などの装飾品、米粒を使った飾り
バレンタインデー	生花、ドライフラワー
春	種子、球根

代わりに、オーストラリアに郵送可能な他の贈り物をご検討ください。オーストラリア在住の方は、海外の友人や親戚の方々にオーストラリアの検疫法について伝え、食品や動植物製品を送らないようお願いしてください。

## 差し止められた物品はどうなるのですか？

オーストラリアに郵送された物品が検疫上の理由で差し止められた場合、検疫上のリスクの種類により、受取人となっている人には、以下のような選択肢があります：

- 物品を安全なものとするためにAQISに処理(例、くん蒸消毒または放射線照射)を依頼する\*
- ウェブサイト[www.aqis.gov.au/importapp](http://www.aqis.gov.au/importapp)\*上で輸入許可を申請する
- AQISに差出人への物品の返送を依頼する\*
- AQISに物品の破棄を依頼する

処理を施すことによって物品が損傷を受ける場合があります：AQISは損傷のリスクを最小限に抑えるために最大の努力をし、既知のリスクについてお知らせできますが、処理の結果生じた損傷については責任を負いません。

AQISは物品を30日間保管します。この間に、郵便物の所定の受取人からAQISに連絡がない場合には、物品は破棄されます。

\*小包の受取人が請求された料金を支払うことを条件とする

# AQISは国際郵便からどんな物を差し止めるのですか？\*

AQISはこれらの物品を検査のために取り出します。一部の品目は検査後、また場合によっては処理済み後(有料<sup>1</sup>)引き渡される場合もあります。郵送する際に小包の中に含まれているすべての内容物を申告しなければなりません。

## 肉類および肉製品

- 缶詰以外のすべての肉製品 — 生肉、乾燥肉、冷凍肉、調理済肉、燻製、塩漬け、サラミやソーセージなどの貯蔵肉、ラード
- 魚、魚加工品
- 肉片入りの麺
- 肉入りの加工食品パック
- カレー、シチュー、ソースの固形丸肉
- 魚または肉入り釜めしの素
- 麻婆豆腐
- 肉エキスまたはスープの素
- 缶詰、ドライフード、栄養補助食品を含むすべてのペットフード



## 植物および土の付着したもの

- 鉢植え/根がむき出しの植物、挿し木、根、球根、球茎、根茎、茎、その他生育能力のある植物類
- 玩具、カード、手芸品、ドアストップパーなどの砂を詰めた製品
- 土、肥料、植物類で汚染された履物や用具類



## 生きた動物、動物性製品

- すべての哺乳動物、鳥類、鳥の卵と巣、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類
- 動物の皮で作った太鼓
- 三味線、三線
- 害虫用の毒餌や捕獲器
- 動物性製剤を含む治療品および医薬品
- ペット用ワクチンおよび医薬品



## 乳製品、卵、卵製品

- チーズ、牛乳、バター、その他の乳製品\*
- 材料の10パーセント以上に相当する乳製品\*や卵(全卵、乾燥または粉末状)を含むパッケージ入りの加工食品やその他の食品類で、エッグヌードル、乾燥卵入り麺類、マヨネーズ、チャウダー、のりたまふりかけ、親子丼のたれ、チャーハンの素、卵粥、ヨーグルトドリンク、袋入り顆粒ココアドリンク、発酵乳、チーズスティックなどが含まれる。
- 生卵、酢漬け卵、調理卵
- 中身に卵が含まれている中国菓子の月餅



\*口蹄疫(FMD)が発生していない国で市販用に製造され、包装された乳製品である旨ラベル表示されている場合は、個人的利用に限り、持込みが許可されています。本パンフレットの印刷時には、日本ではFMDは発生していませんが、念のためウェブサイト[www.oie.int/eng/info/en\\_fmd.htm](http://www.oie.int/eng/info/en_fmd.htm)でFMD清浄国の最新のリストをご確認ください。

## 植物を用いた製品

- 種子、果皮または果実(例 かんきつ類やりんごの皮)が含まれている茶類
- ハーブ、種子、樹皮、菌類、乾燥植物製品などの入った伝統薬
- リース、クリスマス用の飾り、玩具、手芸品など、樹皮、バナナ、麦わら、穀物、とうもろこしの皮、その他すべての植物性の材料を含む製品
- ぬいぐるみ、そば殻入り枕など種子、穀物を詰めた製品
- 漆器などの木製品
- ドライフラワー、生け花、レイや花輪などの生花
- 乾燥植物の材料を含む紙やカードなどの文房具類
- 麦わら、竹、その他植物性の材料を原料とする梱包材料



このリストは輸入制限された品目を完全に網羅するものではありません。昆虫または幼虫を含んでいる品目はいかなる物品も取り出され、処理されなければなりません。特定の物品を送ることを希望しながらも、その物品が輸入許可されているかどうか確信がない場合、また許可されている場合には、どのような処理が必要かについては、[www.aqis.gov.au/icon](http://www.aqis.gov.au/icon)で、その品目に適用される特定の輸入条件をご確認ください。

<sup>1</sup>受取人が処理を施すことに同意する場合に限り料金が課されます。

## 種子およびナッツ類

- 小豆、大豆、赤豆などの未調理の豆・種子類
- 穀物、ポップコーン、生のナッツ類、粟、松ぼっくり、粒餌、不詳の種子、一部の袋詰めされた市販用種子、果実・野菜の種子、種子を用いた装飾品



## 果実および野菜類

- りんご、バナナ、柑橘類、ブラムなど全ての生の果物および野菜
- 種子や果皮を含むドライフルーツや野菜類
- バナナチップ
- 保存用処理を施した果実や野菜(例 梅干)

